

## 会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和8年1月6日(火) 午前10時15分～午前11時20分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当、秘書課長

議題：秦野市手数料条例の一部を改正することについて		
担当部課等	財政課・建築指導課・交通住宅課	
説 明 者	政策部長、財政課長、都市部長、建築指導課長、課長代理(建築指導担当)、交通住宅課長、課長代理(住宅政策・移住相談担当)	
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>問. 今回の法改正により、高さ制限を新たに緩和することができるようになったが、どの程度まで緩和するのか。建築基準法では、道路斜線や天空率により高さを制限しているが、この限度を超えることができるのか。</p> <p>答. 建替えを行うマンションの規模、敷地面積、道路幅員、日照等を総合的に判断し、日影規制に抵触しない範囲内において、高さ制限を緩和することを想定している。</p> <p>問. 手数料について、高さ制限の緩和が追加されるが、手数料を増額する必要はないのか。</p> <p>答. 許可に当たっての基本的な要件は、これまでの容積率制限の緩和と同様であり、手数料を増額する必要性は低いと考えている。</p> <p>問. 今回の法改正の主旨は、耐震性不足や管理不全のマンションの建替えに当たり、本来は、所有者がその費用を捻出する必要があるが、高さ制限を緩和することで確保した保留床を販売して建設費に転換し、所有者の負担軽減を図ることが目的か。</p> <p>答. そのとおり。</p>	
会 議 結 果	原案了承	

議題：秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	まちづくり計画課・都市整備課・建築指導課
説明者	都市部長、まちづくり計画課長、都市計画担当課長、都市整備課長、建築指導課長、課長代理（建築審査担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明。</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>問. 戸川地区の区域内の矢坪沢側は、産業利用区画でよいのか。 また、企業誘致はするのか。</p> <p>答. 産業利用区画だが、実際は水路用地となっており、矢坪沢水路整備事業を実施するため、活用はない。</p> <p>問. 戸川地区と秦野中井インターチェンジ南地区で、特徴がある制限はあるか。</p> <p>答. 戸川地区には、これまでとは異なる高さ制限を設けている。建物の制限は31mであるが、それ以外に道路境界から10m後退した部分から、平均地盤面を起点に10m立ち上がり、およそ51度の角度で斜線の制限を行う。</p> <p>問. 高さ制限自体は、戸川地区と秦野中井インターチェンジ南地区で同じか。</p> <p>答. とともに31mであるが、戸川地区の沿道利用区画については、10mとなっている。</p> <p>問. インターチェンジ南地区の産業街区AとBには、それぞれ違う会社が入るのか。</p> <p>答. 中井町側の事業区域内にある既存企業がA区域へ移転を予定している。</p> <p>問. 戸川地区は、2月中に仮換地指定が終わるということよいか。</p> <p>答. そのとおりである。</p> <p>問. 市道51号の東側と西側は、同時に換地するのか。また、東側は、短冊状になるが、土地利用できるのか。</p> <p>答. 同時に19.5ヘクタールを換地する予定で、貸す際には、2ヘクタール以上という基準があるため、地権者に理解してもらいながら、貸借や売買する形となるよう、組合と調整している。</p>
会議結果	原案了承

議題：秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	産業振興課
説明者	はだの魅力づくり担当部長、産業振興課長、課長代理（産業振興・労政担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】 意見なし</p>
会議結果	原案了承

議題：はだの女性ヘルスケアセンター（仮称）の開設に向けた取組について

担当部課等	健康づくり課、こども家庭支援課
説明者	こども健康部長、健康づくり課長、こども家庭支援課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. コンシェルジュについて、看護師等となっているが、看護師以外に想定している職はあるか。 答. 基本的には、看護師を想定しているが、経験豊富な医療関係者で、産婦人科での勤務経験があり、小児医療にも詳しい方が行う予定。</p> <p>問. コンシェルジュは、令和8年度に緊急措置的に実施する宿泊型産後ケアを行う病院内に配置するのか。 答. 令和8年度に実施を予定している市内の閉院した医療機関で行う宿泊型産後ケアでの配置ではなく、新たに宿泊型産後ケアを拡充していく施設の中に配置する予定。</p> <p>問. 医療法上の制限とは何か。解決できる目途はあるのか。 答. 制限の内容は、病院の中に産後ケア施設を作るためには、独立した施設にする必要があり、病院の入口とは別に施設入口を設ける必要がある。この点については、医療法の規制緩和によって、解決できると考えている。また、規制緩和が難しい場合でも、県全域が指定されている国家戦略特区の中で対応</p>

		<p>することを県が提案しており、令和8年度末に規制緩和できると見込んでいる。</p> <p>問. 予算は、どの程度を見込んでいるか。</p> <p>答. 産後ケアを実施するに当たっては、令和8年度当初予算で委託とコンシェルジュを合わせて約4,600万円計上しているが、コンシェルジュについては、令和9年度以降となることから、人件費等は再度精査していく。</p> <p>問. 令和8年度に行う緊急措置的な宿泊型産後ケアについて、1年のみの実施となるが、その1年のために投資することについてどう考えるか。また、市内の閉院した医療機関で継続することはないのか。</p> <p>答. 緊急措置的な宿泊型産後ケアは、場所を借りることが基本的な考え方になっている。ベッドなど、購入したものは、移転先でも利用できるため、無駄な投資にはならないと考えている。</p> <p>また、緊急措置的な宿泊型産後ケアの継続については、独自に産後ケアを実施したいという意向が出るようなことがあれば、今後、調整していく。</p> <p>意見. 緊急措置的な宿泊型産後ケアであっても、移転先につながるように体制を整えること。</p> <p>問. 本件について、総合計画後期基本計画の中では、どの程度盛りこんでいるか。</p> <p>答. 総合計画の中では、基本施策113の「健康で暮らせるための地域医療体制の充実」の中で、「女性の健康課題に着目した保健事業との連携体制の構築」と記載しており、女性ヘルスケアセンターを意識した記載としている。</p> <p>問. この事業関連で一般財源は、どの程度見込んでいるか。</p> <p>答. 令和8年度当初予算では、1,200万円程度を見込んでいる。令和12年度までは、産後ケアについては国2分の1、県4分の1の補助があるため、市単は4分の1で、年間1千万円から2千万円の間で推移すると考えている。</p> <p>意見. 財政負担についても、全体の中で調整していくこと。</p>
	<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>